

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和3年9月10日（金曜日）

予算・決算委員会

日時 令和3年9月10日（金曜日） 午後1時30分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第95号議案	「質疑・討論・採決」
第96号議案	「質疑・討論・採決」
第97号議案	「質疑・討論・採決」
第134号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長	滝川健司	副委員長	鈴木長良				
委員	竹下修平	齊藤竜也	佐宗龍俊	澤田恵子	浅尾洋平		
	柴田賢治郎	小野田直美	山田辰也	山崎祐一	村田康助		
	山口洋一	長田共永	中西宏彰	丸山隆弘			
議長	鈴木達雄						

欠席委員 なし

傍聴者 2名

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、監査委員、副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 阿部和弘 書記 後藤知代、請井悠人

開 会 午後 1 時30分

○滝川健司委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、去る 8 日の本会議において本委員会に付託されました議案のうち、第95号議案 令和 3 年度新城市一般会計補正予算（第 6 号）から第97号議案 令和 3 年度新城市病院事業会計補正予算（第 1 号）まで、及び第134号議案 令和 3 年度新城市一般会計補正予算（第 7 号）の 4 議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に添って、簡潔明瞭をお願いいたします。なお、2 問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第95号議案 令和 3 年度新城市一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

初めに、歳出 2 款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、ただいま議題となっております第95号議案 令和 3 年度新城市一般会計補正予算（第 6 号）の関係で質疑をさせていただきます。

歳出 2 款 2 項 2 目であります。賦課徴収費、市税還付経費ということで、提出された資料は23ページであります。

4 点、あります。

還付金額、これをお聞きするのは、この資料の001還付金、還付加算金、返済金経費ということで437万円で、うち還付金が430数万円ということでありますので、還付金の額。

それから、これには加算金があればその積算根拠。

そして、返済金の経費が計上されてあるのがその内容。

そして、還付となった要因及び還付対象者への対応。

以上、4 点であります。

○滝川健司委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 それでは、順次答弁させていただきます。

（1）還付金額につきましては、今回、償還金利子及び割引料の還付について、437万 7 千円の増額補正を計上しております。県からの市町村民税法人税割に係る課税標準額等の通知があり、法人市民税法人税割額の再算定によって、事業所の法人税割額が大きく減額になったことにより、法人市民税について多額の還付金が発生したものでございます。

還付金額につきましては1,786万6,100円になります。当初予算に計上分の還付金及び予備費充用で対応し、10月以降に予想される還付金について増額補正を行うものでございます。

（2）還付加算金と積算根拠につきましては、今回の増額補正について、還付加算金の計上はございません。

（3）返還金経費の額につきましては、今回の増額補正について、返還金経費の計上はございません。

（4）還付となった要因及び還付対象者への対応につきましては、還付金につきましては、県からの通知により判明したもので、平成31年分の確定申告の更正によるものでございます。内容につきましては、移転価格税制による事前確認に基づく所得の更正によるものであり、今回は多額の還付となりました。

移転価格税制とは、海外の関連企業との間の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、海外の関連企業との取引が、通常取引価格、これを独立企業間価格と申しますが、それで行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度でございます。

還付対象者への還付内容については聞き取

りの上確認し、当初予算に計上分の還付金及び予備費充用で対応したため、還付加算金は発生しておりません。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 理解をさせていただきました。

1点だけ、括弧の番号が入り組んでいると思うんですが、3点目の返済経費というのが恐らくお返しするには金融機関を通じて振込依頼をするということでありますが、その部分は、金融機関さんもいいんですよということであったのか、法定の通常の為替手数料が発生しなかったのか、その点だけお伺いします。

○滝川健司委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 (3)番につきましては、返還金経費として捉えましたので、返還金という形ではお答えしていないんですが、最近の手数料等につきましては通常の会計課を通しての振込という形で対応させていただいております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 わかりました。

ここには、437万7千円の本税だけであって、会計課からこれに関わる費用はお支払いをしたということでもよろしいんですね、理解しました。

○滝川健司委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 歳出2の1の9総務管理費、鳳来総合支所等整備事業。

3,120万1千円の事業であります、主な内容を伺います。

2点目、この事業は令和3年度から4年度にかけて行う継続事業費の予算額として9億7,991万9千円とありますが、総事業費は幾らになるのか伺います。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 それでは、1点目の事業費の主な内容でございますが、令和3年度から令和4年度までの2か年の継続事業として鳳来総合支所の建設に取り組んでまいります。このうち令和3年度の建設工事の主な内容としましては、支所の建物の基礎工事の一部となります。

続きまして、2点目の総事業費でございますが、支所の建設工事の事業費としましては、鳳来総合支所と仮称市民センターで約13億3千万円、鳳来保健センターの改修で約1億4,800万円、防災倉庫で約1億1,300万円、合わせますと16億円弱と見込んでおります。

継続費の予算に計上してございます9億7,991万9千円は、鳳来総合支所と仮称市民センターの建設工事費及び工事管理委託料でございます。これに、用地購入費、敷地造成工事、基本設計・実施設計の委託料など、関連経費を含めると鳳来総合支所と仮称の市民センター全体で13億3千万円になる見込みでございます。

これ以外に防災倉庫の建設工事、鳳来保健センターの改修工事まで含めると16億円弱と見込んでおります。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 総額、またどういった事業なのかということで、細かく言っていただきまして理解を得ることができました。

そういう中で、総合的には総額全部込み込みで16億円弱になるよという話であったかと思えます。そういう中で、こちらのほうは前の保健センターのところの移転をするという事業の内容だと思います。そこで、今の総合支所の跡地利用というのは決まっているのかどうか、伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 跡地利用につきましては、これから検討を始めるところでございます。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。これから、まだ決まっていないということであると思います。

そこで、計画の中で公共施設の長寿命化計画では3割公共施設を減らすという目標なんです、今回こういった形で新しい土地を購入して15億円以上で建物を建てるということなんです、そういった中で、少子高齢化、人口減少の中で整合性が取れるのかということで市民の声もあったかと思いますが、そこら辺の整合性の事業とともにどう認識しているのか伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 予算審議とは方向が違いますので。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 こういった計画も実現で入っているものですから、その経過の中でそういった整合性等話し合いされたのか、そういった認識があるのかどうかというのを聞きたいんですが、それはあったかどうか分からないということでしょうか。

○滝川健司委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 公共施設の総合管理計画との関連ということでの御質疑だと思いますけれども。

この鳳来総合支所建設事業は建設事業で確かに新しく建てるというものですけれども、それ以外の公共施設については、今、個別施設計画もつくっておりますのでそれに基づいて順次縮減の方向に向けて取り組んでいるところでございますので、これはもうその計画をつくることから想定がされておったものでございますので、特に計画全体に影響を与えようというようはことはないかと理解しております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。いろいろなこういった公共施設等3割カットしていくというのはほんと重要な計画だと思いますので、非常に気になったところでもありましたので

質疑させていただきました。

また、千郷中こども園の移転もそういったことも関わるのかなと思って心配をいたしました。

次に、2の1の11地域振興費、コミュニティ・ビジネス推進基金積立事業になります。

1、コミュニティ・ビジネス推進基金積立事業として100万円が計上されていますが、金額設定の内訳根拠を伺います。

2点目、今後は、毎年100万円の積立予算として計上されていくのか伺います。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 (1)番、(2)番、関連がございますので併せて御説明をさせていただきます。

金額設定の内訳根拠につきましては、本会議質疑においても御答弁させていただいておりますけれども、基金の原資はふるさと納税で、寄附の使途の項目にコミュニティ・ビジネスを推進するための事業の項目を追加し、寄附を募ります。

過去3年間で寄附金額が最も少ない項目が年間約70万円でしたので、同程度と見込み、例年下半期の寄附金額が年間の寄附金額の約3分の2を占めていることから約40万円を見込んでおります。

また、市にお任せの項目に寄附された金額につきましては、他の項目に案分しております。現在、市にお任せの項目への寄附金額は昨年度とほぼ同額でございますので、年間約800万円を見込んでおります。こちら、下半期の寄附金額が年間の寄附金額の約3分の2を占めているということから、約500万円。それに案分率12%を乗じまして約60万円が案分されると見込んでおりますので、合わせて100万円としております。

また、令和4年度以降につきましては、現時点においてコミュニティ・ビジネスを推進するための事業に年間約70万円、市にお任せの案分率変更12%から15%になるということ

で約130万円の計200万円を想定しております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。今後200万円が総額積み立てていくという認識でよろしかったでしょうか。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 令和4年度以降につきましては、200万円を想定しております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この200万円の積立てのお金を原資として、大体市としてはこのコミュニティ・ビジネスは何個ぐらい賄えるという想定になっているのか伺います。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 こちらの基金を財源としまして、こちらの運用につきましてはめざせ明日のまちづくり事業補助金で行ってまいりますけれども、現在もめざせ明日のまちづくり事業補助金では、コミュニティ・ビジネス立上げ事業というものが入っております。平成28年度から始まっておるんですが、少ないときはもうゼロ件の年もありましたけれども、多いときは昨年度が4件ということでございます。ゼロ件から4件の中で申請をされておるということでございます。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ばらつきがあるのかなということで、ゼロ件から4件で対応できる金額だということで理解をいたしました。

この事業は、平成28年度からスタートということですが、平成28年度からスタートして、今、続いているビジネスとしては何件あるのかとかそういったことが分かったら教えてください。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 平成28年度から10の団体が申請をされております。その中で、8つの事業が継続されておるということです。残り2つにつきましては、実際事業

を運営している方で中心となって行っている方が家の都合、親の介護であったりということで事業ができなくなってしまったとか、それから一時的に市を離れているというような状況から休止をしているという状況でございます。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、歳出2の1の1一般管理費、訴訟事務経費。

訴訟事務経費とあるが、賠償金272万3千円の支払い理由は。

○滝川健司委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 訴訟事務経費、賠償金272万3千円につきましては、平成30年3月に史跡長篠城址跡敷地内におきまして発生いたしました転落事故に対する損害賠償金で、本議会提出の第123号議案 和解及び損害賠償額の決定に当たるものでございます。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 この中に、訴訟事務経費とあるんですけれども、これは、今お話いただきましたように、損害賠償補償費だということですね。これはこれでよかったですね。

それと、書いてある内容が損害賠償の費用と本会議のときにお聞きしたんですけれども、この中では訴訟事務経費と書いてあったもので、ちょっと分かりづらかったものですから、それは同じ内容でよかったですね。

○滝川健司委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 そのとおりでございます。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 理解いたしました。

次、2の1の9企画費、水源地域対策事業、ページは21ページです。

(1) 新型コロナウイルス対策事業とあるが水源地域対策事業補償費の支出理由は。

(2) この支出140万円によりどのような

効果がもたらされるのか。

2点、お願いいたします。

○**滝川健司委員長** 松井鳳来地域課長。

○**松井康浩鳳来地域課長** それでは、1点目の補償費の支出理由でございますが、令和3年5月から6月に発出されました緊急事態宣言中、愛知県は5月22日の土曜日から6月20日の日曜日までの土曜日、日曜日におきまして、千平米を超える商業施設、遊技場、遊興施設、サービス業に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請を行いました。

名号温泉施設は千平米を超える施設ではありませんが、感染拡大防止のため同様の措置が必要であると判断し、指定管理者に対して休業要請を行いました。この休業要請により休業した名号温泉施設の指定管理者に補償のため支出するものでございます。

2点目ですが、どのような効果がもたらされるかということですが、休業に伴いまして収入が減少した名号温泉施設の指定管理者に対しまして、補償となると考えております。

○**滝川健司委員長** 澤田恵子委員。

○**澤田恵子委員** 休業補償に伴う損失について補填をするという形でよろしかったんですね。千平米を超えていないけれどもこういった補償をしていったということなんですけれども、その他の事業所にはそういうことはなかったですか、ここの名号の温泉施設のみでしたでしょうか。

○**滝川健司委員長** 松井鳳来地域課長。

○**松井康浩鳳来地域課長** 大変申し訳ございません。ほかの施設について、私、把握しておりませんので、すいません。

○**滝川健司委員長** 澤田恵子委員。

○**澤田恵子委員** この件は、この1件だということで把握いたしました。

次に、参ります。

2の1の11地域振興費、コミュニティ・ビジネス推進基金積立事業。

令和3年度及び令和4年度に積立てを行い、令和5年度の実施事業から充当を行うとあります。既に想定した事業計画はあるのかお伺いします。

○**滝川健司委員長** 松下まちづくり推進課長。

○**松下領治まちづくり推進課長** 想定しました事業計画につきましては、現在行っておりますめざせ明日のまちづくり事業補助金のコミュニティ・ビジネス枠において、団体の構成員数の要件や補助回数などの要綱改正を行いまして、令和5年度からの実施を予定しております。

○**滝川健司委員長** 澤田恵子委員。

○**澤田恵子委員** めざせ明日のまちづくり事業、この内容に準じてやっていくということなんですけれども、先日の本会議のお答えでは、この内容について補助率だとか限度額、構成員数、この辺の変更をするということでしたけれども、今後その辺の計画を立てていくということではよろしかったですか。

○**滝川健司委員長** 松下まちづくり推進課長。

○**松下領治まちづくり推進課長** 令和5年度からの実施に向けて、これから調整を行ってまいります。

○**滝川健司委員長** 澤田恵子委員。

○**澤田恵子委員** 私、思いますのに、基金が先行してしまって、内容についてまだ十分吟味がされていない。先ほど、浅尾委員から質疑がありましたように、平成28年度から始まったコミュニティ・ビジネス、こちらについてなんですけれども、中がしっかりと検証されずに次に進んでしまうというのは、私どうかと思いまして、基金と同時、それか先に計画を立てた上で基金を創設するほうがいいのではないかと、私、思ったんですけど、そういう意見はなかったでしょうか。

○**滝川健司委員長** 松下まちづくり推進課長。

○**松下領治まちづくり推進課長** 確かに、同時にスタートができればということではありましたが、担当課でめざせ明日のまち

づくり事業の補助金の現在の要綱の内容を精査しておりますので、いろいろと調整する事項がございますので、その点は令和5年度の実施に向けて、今、調整をしておるところです。

○**滝川健司委員長** 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** それでは、順を追って、2款1項1目の一般管理費、訴訟事務経費についてでございます。

これにつきましては、先ほど担当からも話がありましたとおり昨日の厚生文教委員会、第123号議案での関係になりますけれども、質疑は多少重複になると思いますが、改めて確認の意味で、この2点お尋ねをいたします。

まず、1点目であります。転落事故及び損害賠償に至った経緯をお伺いします。

2点目ではありますが、転落事故箇所の整備方針、今後の方針でありますので、その2点、お願いいたします。

○**滝川健司委員長** 湯浅生涯共育課参事。

○**湯浅大司生涯共育課参事** 平成30年3月14日午後3時50分頃、来館者が長篠城史跡保存館西側を流れる碁石川の川面をのぞくため、市が設置いたしました橋の欄干に手をついたところ、欄干の一部が腐食していたことから壊れ、3メートルほどの高さから川へ落下し負傷したのになります。

相手方は、骨折、捻挫、打撲などにより2週間ほど入院をされ、全治8週間との診断を受け、通院治療を受けられました。

相手方には、事故後まずけがの治療に専念していただいたこと、その後、双方の書類の確認作業、損害賠償額の積算作業などにつきまして相応の時間を要しましたが、このほど相手方から示談について内諾を得るに至りましたので、今回補正予算として上げさせていただきました。

転落事故箇所の整備方針につきましては、事故発生現場は、事故発生直後から、立入禁

止の案内板を設置し、現場となった箇所への通行を禁止する措置を今、取っております。

今後は、この橋とそこに至る通路が、長篠城への来訪者にとって、史跡を理解する上で必要なものであるのかどうか等をよく精査し、今後も活用していくのであれば安全性に十分確保していくように対応してまいりたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** 分かりました。

それで、今、高さが3メートルということなので、事故が大変な状況だったということが想像できますけれども。

橋の欄干にということ昨日の委員会の質疑の中でも欄干という捉え方か、あるいはまた安全対策に当時市のほうで対応した形で防護柵的な意味合いで設置されたのかというようなお話も、私のほうからもさせていただきましたが、それはとことん詰めていくのはなかなか難しい見解になると思いますが、というよりも設置されたのが地元の方がボランティアでやられたということが、昨日改めて確認させていただきました。

市の職員が行ったのではなくて、ボランティアの方が設置されたということで、当然あの地域全体がこの城跡をしっかりと守っていくといういろいろな意味合いの中で、また草刈りも含めたり、地域環境を整備したりということで協力される方がそれぞれおみえなりますが、そのところで今回のこういう事故に至った経緯の中での責任の所在というところがやはり市のほうとして明確にあったということ、これで間違いございませんね。

○**滝川健司委員長** 湯浅生涯共育課参事。

○**湯浅大司生涯共育課参事** おっしゃられますように、地域のボランティアの方が欄干を設置していただきました。

この橋につきましては、史跡長篠城の敷地内にあるということ、それから通常保存館で管理をしなければならない場所ということも

ございますので、そういった意味合いで市に責任があったと考えております。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** もう1点、今後の整備方針というところで答えていただきましたが、昨日の委員会の中での御説明ですと、先ほども少し触れられたと思いますが、史跡として残すかどうかということ、今後も検討していきたいということで、これは昨日確認させていただきましたが、5、60年ぐらいたったものということで話が昨日ありました。5、60年前というと、また昭和の時代でありまして、また管理責任というのがどういうふうになっていたのか、どういう形でああいう橋が設置されていったのか、遺跡としてこういうふうに残していかのか、その辺非常に定かではありませんけれども。

私、過去に、市長とも話、事故があったとき市長のほうに少し「どんなことがあったんですか」ということを聞きましたら、「過去の職員さんがやられたのではないですか」、何となく私の父親も当時、昭和の時代ですと働いておりました。行政職の幹部職ということで行っていたわけですが、私の家族の中でも話はこれは別問題として、当時の職員の皆さんがやられたという経緯があるのかなど。これはしっかりと明確に確認をしておきたいんですが、5、60年前に設置されたというところ、それは誰が設置されたのか、この辺りをもう少し明確にさせていただきたいと思えます。

○**滝川健司委員長** 湯浅生涯共育課参事。

○**湯浅大司生涯共育課参事** いつ何どき設置されたかということですが、ちょっとまた昨日、あの後調べてみたんですが、明確にいつ設置されたということがやはり記録として残っておりません。

それで、全体の経緯を見ていくと、恐らく史跡保存館が開設されたときに造られた可能性があるのではないのかなというぐらいのと

ころであって、まだその辺も不確定な要素が非常に大きいものですから、もう少しその辺は調べさせていただきたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** ありがとうございます。

次に入ります。

2款1項7目財産管理費の新型コロナウイルス感染症対策基金積立事業について入ります。

基金積立、この財源の176万5千円ということで今回計上されておりますけれども、この捻出についてどういうところからこういう形で176万5千円集められたかということをお尋ねします。

2点目であります。基金の現在高について、どうなっているかお願いいたします。

それから3点目であります。今後の基金活用についてお伺いをいたします。

○**滝川健司委員長** 佐藤財政課長。

○**佐藤浩章財政課長** それでは、3点御質疑をいただきましたので順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の基金への積立金の財源につきましては、本補正予算に計上しております新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止または縮小したことにより減額する事業の一般財源分を財源として積み上げております。

2点目の基金残高につきましては、9月1日現在で1億5,602万6,200円でございます。なお、本補正予算案に計上の積立分、及びこれまでに予算計上しました積立分、取崩分を差し引きしますと、予算計上ベースでの予定残高は1億1,464万4,200円となります。

次に、3点目の今後の基金の活用については、これまで、新型コロナウイルス感染症の対策事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し実施してきました。この交付金の対象外の事業について、本基金をこれまでも活用して

まいりました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましても、限度額がございまして残り少なくなってまいりました。新型コロナウイルス感染症については、いまだ終息の見込みが立たない状況であります。今後も感染拡大への対応を実施するとともに、終息後の地域経済の回復など感染拡大の状況に応じて施策を展開する必要がございますので、その財源として本基金を活用していきたいと考えております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。今後の基金活用を考えますと、交付金が残り僅かということで今、お答えしていただきましたが、この交付金の国策のほうもまた今後動く可能性もあるかも分かりませんので、そういうときにはうまく基金の活用をしていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の2款1項9目の企画費に入ります。企画費の水源地域対策事業についてであります。

先ほど、澤田委員からも質疑がございましたが、まず、基本的なところで休業要請に伴う指定管理者の対象についてお伺いをいたします。

2点目であります。補償の内容についてお伺いをいたします。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 それでは、1点目の対象についてですが、対象につきましては、名号温泉施設の指定管理者であります名号事業組合となります。

2点目の補償内容ですが、補償内容につきましては、市から休業要請を行いました5月22日の土曜日から6月20日の日曜日までの間の土曜日、日曜日の10日分としまして、愛知県が実施します感染防止対策協力金を参考に、1日当たりの支給額を14万円とし、10日分で140万円としました。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。大体これで分かりましたので、次に入ります。

次の2款2項2目のことにつきましては、山口委員の先ほどの答弁の中で理解しましたので終わります。

以上です。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、4の1の7訪問看護費、訪問看護事業、27ページです。

訪問用車両2台の更新とある。232万1千円の内訳明細を伺う。

○滝川健司委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 内訳明細といたしましては、車両購入費が2台分で225万9千円、自動車損害賠償保険料と自動車重量税が同じく2台分でそれぞれ5万4千円と8千円となっております。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 2台の車両の更新ということですが、今まで使っていた2台の車は普通乗用車なのか軽車両なのか。今回は税金から見ると、軽車両と思うんですが、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 軽自動車となっております。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 今まで使っていた車両2台については、2台とも車検はあったのか、廃車をするのか下取りなのか。その辺のことを教えてください。

○滝川健司委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 車検は来年度、6月ぐらいを予定しておりますが、経年劣化が激しくなっておりますので更新を今のうちにさせていただきたいと思っております。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 今まで使っていた車両については、廃車なのか下取りなのかということをお教えください。

○滝川健司委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 2台の車両がそれぞれもう15年、17年とたっておりますので下取りは難しいかなと思っておりますが、そこら辺は自動車会社のほうとということになると思います。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それから、この2台の車についてですけれども、以前から私、気にしておりました任意保険は、公益社団法人の全国市有物件災害共済会、自動車損害共済、こちらでの加入でよろしかったですか。

○滝川健司委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 おっしゃるとおりです。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 4の1の1保健総務費、人件費のところ、27ページになります。

財源内訳の繰入金充当となっておりますけれども、繰入金充当ではなくて、国庫支出金として全て充当できないのか、ここをお伺いします。

○滝川健司委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 今回要求をさせていただきました事業費につきましては、新型コロナワクチン接種に従事した職員に支給する時間外勤務手当、それから管理職特別勤務手当及び特殊勤務手当になります。

新型コロナワクチン接種の集団接種に従事

した職員の人件費は、国庫支出金を充当できません。しかし、この集団接種より先行して行いました医療従事者への接種は、そこで市町村の職員が従事していたとしても集団接種に該当しないため国庫支出金を充当できません。

ということで、このため、繰入金としてこの新型コロナウイルス感染症対策基金を充当いたしました。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 仕組みが分かりました。こういうときに、先ほども触れました基金が有効に使われておるということが分かりましたので了解しました。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、6款1項4目農業振興施設費の中の農業振興施設管理事業、資料29ページであります。3点。

1点目、空調機が交換となったその理由。

2点目、工事請負費の詳細。

3点目、通常、こういった空調機器等はメンテナンスをしておるわけですが、工事請負業者は当該施設のメンテナンス業者と同一の事業者であるかどうか。

お願いします。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 それでは、1点目の空調機の交換となった要因でございますが、学童農園山びこの丘レストラン棟の食堂に設置しています空調機は、平成9年5月に設置したもので、既に24年が経過しております。空調機の点検を行っている業者から、経年劣

化により室外機から異音が発生しており、使用不能になるとの報告を受けましたので、このため空調機の更新を行うものでございます。

2点目の工事請負費の詳細につきましては、室内機4台と室外機2台の更新をするものでございます。

3点目の工事請負業者と、それから施設のメンテナンス業者は同一かということですが、工事請負業者につきましては、予算が認められましたら競争入札により業者を選定しますので、メンテナンス業者と同一になるかは今の時点ではわかりません。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、1点目からお伺いします。

24年たっている、確かにそうなんです、要するに、ここに予算を上げて見えるんですよ、金額としては454万3千円。今、おっしゃられたように、まとめていいますと、3点目の中では、競争入札をしていただくんだということであったわけですが、この454万3千円の内訳は空調機、それから室外機ということですが、どこでこの450数万円を積算されたのか、お伺いします。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 こちらにつきましては、業者から見積書をいただきまして予算を計上させていただいております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、その業者さんからいただいた見積りというのは、多分1者だと思うんですが、そしてその後これを競争入札に移す場合には、通常でいきますと切抜き設計図書という金額が入ってないものでやるということなんです、そういう形の中でやるといわれると思いますが、3点目にここで入ります。

では、そのメンテナンスをしてみえる事業者さんが「24年たっているし、経年劣化が激しいよ、室外機から異音が出るよ」というこ

とを申し上げてきたと思うんですが、現に所管の部署からは、現場のものの確認をされたのか、異音の状況等々どういう形で異音を聞かれたのか、またその時期はいつなのか、お伺いします。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 報告を受けましたので、現場は確認しておりますが、はっきりした日にちまでは覚えておりませんが、今年の確か6月頃だったと思います。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 6月と言えば、これから暑い時期に向けてのことであるので、当然その交換の時期だということではありますが、ちなみに、業者さんが見積もられた、これはメンテナンス業者さんがそのように言われたということだと思うんですが、メンテナンスをして見積もられたものについては、今、いろいろあるんですよ、EHPだとかGHPというのがありますが、見積りはどちらで出ているのか。また、所管部署としてはどちらを採用していこうとお考えなのかお伺いします。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 見積りは、メンテナンス業者とは別のところからいただいております。

方式につきましては、電気となります。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これは、あくまでもそうすべきではないというわけではありませんが、通常こういった空調機器、フロンの問題とかいろいろあるわけありますので、そういった空調機屋さんがメンテナンスをしていくというのが普通でありますし、今までずっとずっと24年間、他の施設も含めてメンテナンスをしておっただく業者であれば、それ相応の、こういう言い方いけません、価格交渉もできるというものであります。

ただ、今、おっしゃるようにメンテナンス業者さんとは違う業者から見積りを頂いたよ、

ということでいきますと、やはり財政がそんなに裕福な状況ではないので、それに向けて450万円を使うのか、またもう少し値引きをするのか、そういった対応ができるようなことでお考えなのか。

非常に、お伺いしていると割とよく音は聞かなかったということであります。本当に室外機が悪いのであれば、ファンの問題だとかいろいろあるんですよ。それから、高圧管、低圧管のジョイントのさびであるとか、それら含めていく。それが正しいエアコンの見方でもありますので、そうした中で、やはり所管が、なるほどねという納得をしておっていただいてこれをやったのか、当然お客さんがおみえになるレストランでありますので、来訪客、御利用のお客さんに御迷惑をかけてはいけないであろうし、あまり室外機がうまくいかないと、今度は室内の中で結露が出てお客さんに迷惑をかけるということも発生しますので、ある程度所管の担当の係だけではなくて、やはりメンテナンス業者がそう言ったとしても、もう少し細かく対応する必要があるのかなと思います、その点はいかがなものでしょうか。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 室外機からの異音は発生しておりましたのは確認しております。細かいところまで確認するよということでございますので、今後そういう点は十分注意していきたいと思っております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、歳出6款2項1目農業土木費、老朽ため池等整備事業、29ページであります。

この事業につきましては、県営事業の補助率変更に伴う負担金の減とのことですが、その補助率変更の理由と具体的な変更内容を伺います。

○滝川健司委員長 内藤農業課参事。

○内藤徳之農業課参事 お答えをします。

県営事業として行う老朽ため池等整備事業につきましては、その事業化に当たり、愛知県の土地改良施設耐震対策事業として計画調査が実施され、その事業費に係る負担割合として市が25%を負担することが想定されると、県からの通知に基づき、当初予算で必要額を計上しておりました。

その後、防災重点ため池に係る計画策定・各種調査については、農地及び周辺地域の湛水被害の防止を推進するという国の方針が示されまして、今年度予定しておりました計画策定業務については全て国庫補助により事業を実施することとなったため、係る負担金について不要となり、減額をするものです。

なお、これによる事業内容の変更はございません。

○滝川健司委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 内容は分かりました。

国の方針から全額国庫補助金ということですが、これ当初予算を見てみると1,087万9千円当初予算があって、今回の補正で375万円減額ということは、当初予算から今回の減額をすると712万9千円が残ると思うんですが、ここを少し説明をお願いします。

○滝川健司委員長 内藤農業課参事。

○内藤徳之農業課参事 今年度事業につきましては、今、御説明をさせていただきました土地改良施設耐震対策事業のほかに、緊急老朽ため池等整備事業として既に県営事業として事業を行っていただいております。その負担金については当然必要ということで、こちらについてはそのまま残させていただきます。

○滝川健司委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 わかりました。

来年度の話になってしまうんですが、今回は国の方針から国庫補助金が不用になったと

ということなのですが、今後の補助金、補助率についての見通しがもし分かればお願いします。

○滝川健司委員長 内藤農業課参事。

○内藤徳之農業課参事 今回の補正で減額をいたしました県営事業として行っていただく土地改良施設耐震対策事業についてですが、これについては国からの全額の補助という方針は令和7年まで継続の見込みということを聞いております。

○滝川健司委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、6の1の3農業振興費、農作業省力化支援事業。ページ数は29ページになります。

259万7千円が計上されていますが理由を伺います。

2点目、具体的にどのようなものがあるのか伺います。

○滝川健司委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 それでは、1点目の259万7千円を計上した理由につきましては、予算枠を超える事業要望がありまして、いずれも要件に合致した適正な内容のものでありましてため、増額をお願いするものでございます。

それから、2点目の具体的にどのようなものがあるのかということですが、今回の補正の対象としております事業内容につきましては、田の代掻き作業の時間短縮を図るための代掻機ハローや、家畜のふん尿処理の効率化を図るために、牛舎内で使用するトラクター等の導入を予定しております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。代掻きの時短をすとか、あと牛舎のトラクターということで、農作業を軽くしていくというような事業だよということで理解しました。

1点お聞きしますが、予算を超えるという

ことなのですが、どれぐらいの請求の申請件数があったのか、本当はこれぐらいだろうという想定がどのぐらいで、どれほどの申請者が多かったというところが分かれば教えてください。

○滝川健司委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 予算につきましては、総額で2千万円で、補助率については2分の1以内、上限200万円ということで、上限までであった場合に10件程度を想定しておったわけですが、実際申込みのありました件数は21件ございました。そのうち、19件につきましては、予算の範囲内で収まっていますので残り2件について今回お願いするものでございます。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

~~~~~  
ここで説明員入替えのため、2時40分まで休憩します。

休 憩 午後2時28分

再 開 午後2時40分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、7款1項3目の観光振興費、湯谷温泉整備事業の資料33ページをお願いします。

4点あります。

止水バルブ交換となった要因。

そして、修繕料の詳細は。

3点目、過年度を含め給湯設備に係る修繕の数とそれに要した費用。

(3)で拠出した費用は泉源利用者に付加をされているのかいないのか。

そして、これは先ほどの款と同じであります。修繕請負事業者は当該施設のメンテナンス業者と同一なのかどうか。

以上、5点お願いします。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 まず、1点目ですが、止水バルブ交換となった要因につきましては、温泉成分により止水弁とハンドルをつなぐねじが腐食し、ハンドルが回転しなくなったこと、温泉成分が止水弁付近に固着しバルブが閉まらないことから止水できなくなったのであります。

2番目の修繕料の詳細につきましては、旅館2か所の止水バルブ取替えに要する経費90万6,400円と、配湯所配湯管の取替えに要する経費125万8,100円であります。止水バルブ取替えの詳細につきましては、掘削・埋戻し工事、バルブ設置・配管布設費用、バルブ・配管等の材料費、廃材の処分費等の経費であります。

また、配湯所配湯管の取替えにつきましては、配湯ポンプ上部配管の閉塞による配湯量が減少し支障が出るため、新しい管に取り替え配湯量を確保して温泉の安定供給を行うもので、配管材料費と工場での加工費、布設費、廃材処分費等の経費となります。

3番目の過年度を含めた給湯設備に係る修繕数とそれに要した経費につきましては、令和元年度は修繕数21件、要した費用は341万5,776円であります。令和2年度は修繕数18件、要した経費は716万5,972円あります。令和元年度、令和2年度の修繕件数、費用の合計は、修繕が39件、費用は1,058万1,748円あります。

3番目で拠出した経費は泉源利用者に付加しているのかについてですけども、利

用者には付加しておりません。

5番目の修繕請負事業者は当該施設のメンテナンス業者と同一かという件ですが、修繕請負の事業者は、当該施設のメンテナンス事業者と同一かにつきましては、数社により見積り依頼をするため、現時点では同一かはお答えいたしかねます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 まず、1点目からお伺いします。

このような止水バルブが交換、今、課長からお伺いいたしましたが、温泉成分によって腐食する、これは当然だと思うんですが、今、新しいこうした時代でありますので、止水バルブが温泉の成分、例えば硫黄とかそういった成分によって腐食されないようなバルブというのに交換を今回されるのか、また同等製品で対応するのか、その点だけお願いします。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 今回のバルブよりも性能のいいものに換える計画であります。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 6款でもお話申し上げましたが、工事請負業者とメンテナンス業者が同一ということのほうがいいよというお話でありましたが、自身も過去の経験からあるメンテナンスをお願いしたことがあります。

それが、愛知県統一の事業者でやっていたわけですが、やはり小回りが利かない、そして比較的高い価格であったということで、資源が循環するように地元の業者を極力使ってお願いしてきたわけですが、その施工した地元の業者さんにメンテナンスをお願いしたところ、大変きめ細やかで、また今回のようなバルブの案件もそうならない前の保守点検をされて、最悪交換に至るまでの期間が長かったというような、機械のあれは違うんですが、ありますので。

やはり、こういったもろもろの多くの施設があるわけがあります。それを一から十まで

担当の職員が確認をとすることはできない部分があると思いますので、やはりこの部分は今後の経費の節減の中でもそういった工事事業者とメンテナンス業者を同一だという考えの中で進めるというお考えはお持ちではないのでしょうか。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 今回、この供給装置、泉源から利用者のところまで配管等のメンテナンスをしていただいている、市が保守点検等お願いしている業者さんから見積りは取らせていただいておりますが、見積り合わせをした結果によって事業者は決まりますので、そのように考えております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ちなみにお伺いしますが、源泉から各御利用いただいておりますおみえになる旅館さんまでの配管は、今、部材としては鋼管なのか塩ビなのかお伺いします。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 管は鋼管になります。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 提案であります、前にもお話したのかも分かりませんが、あの地区は当然湯谷温泉駅を控える中で、JRが通っております。電車でありますから当然電気を使いますが、結局鋼管というのは、実は電食作用が非常に進むということで、今回バルブでしたが、埋設管にもかなりの大きな影響が与えられるということでもありますので、できれば塩ビ管を使用するほうが耐久力は高まっていくと理解しますので。

その辺も精査する中で進めていただければ、こういった事業に対して、平成2年度も1,000万円を使っておりますので、やはりこういった給水管を少しでも延命する、そして、旅館業者さんに御利用いただくに安全安心なお湯を提供できるという立場の中で進めていただければと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○滝川健司委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳出7の1の3観光振興費、観光のまち新城PR事業、31ページです。

1、足湯体験の具体的な設置及びサービスについて。

2、ラリー車の具体的な展示について。

以上、お願いします。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 足湯体験の具体的な設置及びサービスにつきましては、行楽シーズンであります季節に、新東名高速道路上下線集約の岡崎サービスエリアで行うものであります。具体的には、湯谷温泉のお湯をタンクで運びまして、約2メートル四方の簡易な足湯セットへお湯を張り、足湯を体験していただきます。開催期間は1日で考えております。

付帯サービスといたしまして、新城茶や和菓子の販売等を行いまして、市内産のPRをしてみたいです。

2番目につきましては、ラリー車の具体的な展示についてですけれども、新城市のスポーツツーリズムの1つであります3月開催予定の新城ラリー、また非常に残念ではありますけれどもWRC世界ラリー選手権中止の発表がありました、来年に向けてPRをしていきたいと考えております。こちらのほうも、行楽シーズンに土日の2日間、新東名高速道路上下線集約の岡崎サービスエリアの屋内にラリー車を展示するものであります。

また、展示会場となります岡崎サービスエリアの立寄り人数は休日でも4万5千人と、長篠設楽原パーキングエリアの約20倍以上の来訪者がおりますので、PR効果としては見込めるサービスエリアとなっております。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、1と2と一緒に質疑したいと思ひます。

まず1つ目がこのPRでどれくらいの集客を見込んでいるのかということをお伺いします。というのも、例えば、このPRで千人集客するとか1万人集客するぞというような目標を定めてあるのか。それを達成するためにこういったディスプレイをするとか、こういうPRをするとか、そういったところまで考えているのかどうかということをお伺いしたいんですね。

とりあえずやってみて、後はお客さん来次第でというような考え方では、ちょっと認識が甘いのではないかと思いますので、どれぐらいの効果を見込んで今回これを行うのか、それをお伺いします。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 PRすることによっての集客ですけれども、先ほど説明させていただいたように岡崎のサービスエリア、非常に集客が見込めるのでPRの効果はあると思います。

ただ、とにかく新城市をまず知ってもらうということがPRとしての効果だと思っておりますので、現在それによって1万人の方が来訪されるとは考えておりません。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 1万人集客するぞという意気込みは本当は欲しいんですけど、考えていないということでした。

先ほど、新城市のPRをしていくということなんですが、では具体的に足湯や展示物を新城市とどう結びつけてPRしていくのか。というのも、足湯といえば湯谷、ラリーと言えば新城って知っている人は知っているんですけど、いわゆる知らない人を対象にするんですね、今度。ということは、そういった展示物は新城市ですよということをしっかりアピールするためにどのようなディスプレイとか、どのような人とかを配置するのか教えてください。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 ディスプレーは、屋内に展示しますラリーに関しましては車を入れさせていただいて、後は映像で流す。後はラリーのパンフレット、チラシ等を展示させていただきまして、スポーツツーリズム推進課の担当している職員がそちらに出向きましてPRをします。

足湯のほうも、湯谷温泉発展会の方にも出向いていただきまして、市と観光協会の職員がPRをさせていただく計画になっております。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 そこに人は配置して、その方々が新城市をアピールしていただけるということなんですけど、ちょっと細かいことを聞きますけど、遠目に展示している、これは新城市だというようなPRは考えてみえませんか。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 桃太郎旗、のぼりを展示し、紹介する職員もよくやっておりますはっぴ等で目立つような形を取っていきたくと考えております。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ぜひ、よろしくお願い致します。

もう1つ、これ最後なんですけど、コロナの具合で変更せざるを得ないような場合があると思いますが、コロナの具合によってどのように変えていくのかということは何パターンか決めてあるのかどうか、そこだけお伺いします。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 コロナの緊急事態宣言がまたこれで延長されて、またそれによりましてワクチン証明の利用の基本的な考え方とか、日常生活を回復に向けての考え方とかいうものを国の新型コロナウイルス感染症対策本部が今、発表をさせていただいております。当然、緊急事態宣言、まん延防止、あ

とはワクチン接種の承認による移動が可能になるというものに合わせて、それぞれ対策は考えております。いま現在ですと、9つのパターンを考えてあります。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 この件については、また後で詳しく質疑がされるのかなと思います。

では、次に行きます。

7の1の3観光振興費、道の駅管理事業、33ページです。

工事内容について、お伺いします。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 工事内容につきましては、来場者の歩行に支障がないようにするため、案内所入り口2か所の前と、駐車場舗装と歩行者通路部分との境に排水側溝の設置、案内所南側の歩行者通路部分については、雨水の排水側溝に流すための既設の歩行者通路にめじ、スリット、水の流れる溝を施工するものになっております。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 排水溝がなかったということなんですけど、今までお客さんには主にどんな不便をおかけしていたということですか。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 一部分、歩行者通路に水たまりができていたので、そこが歩きにくいと。大雨が降ったときには、一面水たまりになってしまったということもあったので、ぬれてしまうというようなお客様に御迷惑をおかけしてしまったというのが現状であります。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 このもっくる新城が建てられてから6年ほどたつんですが、その間、男子トイレの床とか、あと建物の北側の側溝とか、こけとか、コンクリート床の修繕とか、今回奥三河観光所の151側ですね。そういう修繕がたくさんあるんですね。

設計時に分かるもんだと私は思うんですけど、今回工事することになったのは何が悪かったのか、何か特別な理由というのがあったのか、その辺りどう検証されていますでしょうか。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 委員のおっしゃるとおり、もっくる新城開駅から6年がたちます。今回の原因が何かという話ですと、国道151号線側から思いのほか湧水とかが出てくるため、それに伴いまして、電気設備用のマンホールがあるんですが、その部分が若干沈んでしまったというのが原因で、そこに水がたまっていると考えております。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、その土壌自体に問題があったのではないということですか。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 思いのほか国道151号線からの水の流れがあるのではないかと考えております。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 もう一度、お伺いしたいですか。

土壌に問題があったということではないんですか。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 ほかのところは特に沈下している状況はないので、そのところを水の流れが例えばあるだとかというようなことがありまして、マンホールの部分だけは重たいので沈んだのかなと考えます。

○滝川健司委員長 マンホールの周りの転圧が足りなかったんだよ。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 この辺、調査は大丈夫なんですかね。例えば、今はその部分だけなんですけど、ほかのところもこの際調査していく必要があるとかそういうお考えはあります

でしょうか。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 先ほど御答弁させていただいたように、その部分が今沈んでいるという状況なので、その部分を今回の工事をさせていただき予定でありますし、今後お客様に不具合があるようでしたら順次修繕をしてまいります。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 今回、工事期間についてはどれぐらいかということと、その間人通りや車にどのような影響があるのか、この辺り教えてください。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 見積りを取っていた段階ですと、工事期間は一月程度と考えております。

お客様への影響につきましては、案内所の入り口は2か所あるものですから、南側、北側と交互に施工させていただきますし、駐車場部分と歩行者が通られる部分も左右あるものですから、そちらを左右交互に工事しながら、お客様に迷惑がかからないように工事を進めてまいりたいと思います。

○滝川健司委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私からは7の1の3観光振興費、観光のまち新城PR事業になります。

1番目、アフターコロナを見据えた大型サービスエリアにおける観光PR経費として115万円が計上されているがどのような内容か伺うということですが、先ほど小野田議員の質疑に答えられたものですから、もしも補足があれば併せて言っていただければと思います。

2点目、長篠設楽原パーキングエリアでは行うのかどうか伺います。

3点目、観光PRは大事だと認識しており

ますが、現在、緊急事態宣言下でもありまして、今後のコロナ感染拡大が見通せない中でPR事業ができるのかどうか伺います。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 観光PR経費の内容につきましては、新東名高速道路岡崎サービスエリア内のイベントブースの賃借料といたしまして延べ3回行うんですが、そちらが99万円、県に提出させていただきます温泉利用許可申請書の手数料として4万円、観光パンフレットの印刷製本といたしまして10万円、イベント関係経費の消耗品費として2万円を計上しております。

2番目の長篠設楽原パーキングエリアでは行うのかですが、今回の予算の範囲では、長篠設楽原パーキングエリア内での開催は予定しておりません。

3番目の観光PR事業ができるのか伺うという件ですけれども、補正予算要求時の感染状況や、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の動向を見据えて要求したものでありますが、開催時に、現在のような緊急事態宣言、また、まん延防止など県下に何らかの措置が発出される可能性も考えられますので、その際は、国の行動緩和方針なども出ておりますが、規模縮小や中止などの判断が必要であると考えています。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。今、課長の答弁で大体分かりました。

こういったPR、本当に今コロナだものですから本当、現場の方々は大変御苦労されているのではないかなと思っております。大変な中で、こうしたいろんな計画を練っているということで理解をいたします。

基本ベースになるんですが、これは大体いつ頃やる予定でいるのかと思うんですが、どうなんでしょうか、日時は。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 いま現在、開催を計画

しているのは11月上旬を開催予定としております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 11月上旬ということで、コロナの終息がそのときまでできればいいのかなと思います。そこら辺がまだ見通せないということで心配があるかなと思います。

PRするラリーのほうでということなんです。これは先ほどの答弁を聞いていると、中止になったということなんです。このWRC、それっていま現在は開催しないということで決まったということではないでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 委員のおっしゃるとおり、開催中止が決定したということです。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。今年は中止ということで、来年に向けてのPRに切り替えて展示等やっていくということで理解をいたしました。そういう中で、なかなか大変だなと思いました。

あと、そういった状況の中で、足湯体験のことでお聞きします。イメージとしては、簡易型の足湯場をつくって、お湯を持って行って湯谷のお湯に足をつかるということなんです。こうした状況を見ると、私は密になるのではないかなと思うんですが、大体その密の対策、また何人ぐらいに入ってもらって、ソーシャルディスタンス等とかそういった対策等どう考えているのか。密にならないか、またそこでコロナをもしかしたら広げてしまうのではないかと心配でお聞きするんですが、そこら辺の状況、分かったら教えてください。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 先ほどの答弁もさせていただきましたが、2メートル四方になるものですから、最大今の現状ですと入っても各辺に1人ずつで4名が現状だと多いと思います

すが、さらにいま現在、国のほうで緊急事態宣言が延長されたことと併せて、唯一の望みが行動緩和方針、ワクチン接種された方の行動が緩和されるというような条件が満たされれば、温泉のほうも計画どおり進めていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。最大で4人での足湯体験になるということで理解をいたしました。岡崎のサービスエリアでは来訪者が4万5千人来るという中で、4人ぐらいが最大で経験してもらおうということで、なかなかPRの効果的な面というところが難しいのかなと思うんですが。

そういう大変な中で、担当課は大変だと思うんですが、繰り返しになってしまうんですが、今後こういった緊急事態だとか、コロナの拡大で、私、PR自体も無理をしなくてもいいのではないかなとは個人的には思うんですが、こういった11月の中旬にコロナの状況を見て、残念ですけどキャンセルだとか、中止とかそういったものも直前になって判断を考えるとということもあり得るというか、考慮するかというところで認識を伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 先ほど、3番目の答弁させていただいておりますけども、緊急事態宣言が出ていたり、まん延防止、県下に何らかの措置が取られている場合には、規模縮小も含めまして中止など、一部中止というようなことも考えております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、7の1の3観光振興費、観光のまち新城PR事業、31ページです。

(1) アフターコロナ対策としては時期尚早と考えるが、これについては先ほど浅尾委

員への答弁で理解をいたしました。やめることもいとわないという形で考えていらっしゃるということで理解をいたしました。

(2) 足湯体験とあるが、簡易の足湯につき新城茶・和菓子の飲食を本気で計画しているのか伺います。

(3) 観光のまち新城をPRする他の方法は検討したのか。

(4) 賃借料99万円の明細を伺う。

以上、お願いいたします。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 足湯体験とあるが、簡易の足湯につき新城茶・和菓子の飲食を本気で計画しているのかに対しましては、市の観光産業ともいえます温泉を、市内の産物と共に体験していただけるものとして捉えて、開催を本気で計画しておりますが、先ほど浅尾委員に答弁させていただいたように、開催時の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして進めていきたいと考えております。

3番目の新城のPR事業において、効果的であった事例という件ですけれども、これは先ほど小野田委員に答弁させていただいたように、観光振興を図るには一番には知ってもらうことが必要で、観光PRは非常に大切なことだと認識をしております。今まで行ってきたPR事業は、全て効果があるものだと考えております。

4番目の賃借料99万円の明細を伺うにつきましては、先ほど浅尾委員に答弁させていただいたとおりです。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、2番のところから再質疑をいたします。

私、今回先ほど2メートル四方の足湯とありますけれども、4人座れる、例えば、テーブルなんかがあるのか、お茶を飲む、和菓子を食べる、それは自分が足湯につかっている、座っているところの横に置くのでしょうか。テーブルを設置するのでしょうか。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 足湯に浸りながらお茶を飲んだり、お菓子を食べていただくということで、特にテーブル等は用意する予定はありません。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 2番と4番に及んで再質疑いたしますね。

やはり、4人しか座れない。そして、足湯、ズボンなんかははいていけばまくし上げて、お茶を飲みながらおまんじゅうを、座っているところの横に置く。ちょっとあんまり印象的に、私はよくないと、逆に思ったんですね。そういったイメージの計画もされているのか心配になりまして、それ以外にも本当にテーブルなしで横に置いてということ想定していたのかどうか。

それから、これは屋内か屋外か、雨が降ればもうできないですね。それから、足湯に入りますね、タオルなんかの用意は有料になるのか、皆さんに配るのか。それから、温泉のお湯を湯谷温泉から持っていくんですか。それを使った場合に、温度管理というのがあると思うんですね。その温度管理などはどのようにしているか。

その細かい計画がちゃんとされているかどうか、お聞きしたいものですからお願いいたします。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 まず、足湯を岡崎のサービスエリアに設置するのは、当然外でありますけれども、足湯に浸っていただくというのは本来だとは思いますが、「新城市に湯谷温泉という温泉があるんだね」という会話のきっかけ、またきっかけのためにそのようなものを設置して、その周りで物産、または観光PRをするというのがメインになります。

温泉のほうは、聞いたところによりますと過去にも刈谷のハイウェイオアシスとかに行つて足湯をやったりしたことがあるようなの

で、大きなタンクに入れて毛布等で保温して、運べば十分温かいものだと聞いておりますので、それに準じましてお湯は搬送して、足湯を実施したいと考えております。

タオルは販売をさせていただきます。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 行政のほうは費用対効果という「そういうことは考えていない」ということをよく言われるんですけど、この99万円の機材を使って、もうそれ以外にたくさんの方もそこに携わるわけなんですけれども、それで、本当にPRの効果があるのか。結構、もう足湯ってあまり最近では古いタイプのものになっていると思うんですね。

例えば、この99万円の足湯の設備が木で作っていて何とも風情のあるものであったりとか、座るところに赤い布がかけてあって、それこそお茶を飲むのにいい雰囲気になっているのかとか、そういった細かい配慮なんかは本当にされているのか。

それでないとPRの効果が逆効果になってしまって、イメージが逆に悪くなってしまふ、こんな安易なものをたくさんの方が集まってくるところに設置したということで、逆効果になるのではないかと心配はしているんですけども、その辺ちゃんと払拭できるようなお答えをいただきたいと思います。お願いします。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 澤田委員が心配するところ、私が計画したらそのようになりますと思いますが、湯谷温泉に関わる方たちにプロデュースしていただいて、当然お茶、和菓子等の販売も商工業者の方が販売をすると。観光PRも観光協会とかの観光の上手な方がいただけるというのが今回の計画になっております。

また、99万円の経費ですが、先ほど浅尾委員にも答弁させていただきましたが、イベントブースの賃借料が3回分で99万円と、温泉

を運んでいくのに99万円かかるわけではないので、御理解をお願いいたします。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 最後に、これはブースを借りるのに99万円ということで、設置する足湯の機材というのはどのようにするのでしょうか。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 足湯の機材は、先ほども答弁させていただきましたが、刈谷ハイウェイオアシスでも過去にやったことがあるということで、観光課が持っているものがあります。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 私の通告内容、十分理解させていただきました。

取り下げます。

○滝川健司委員長 齊藤竜也委員の質疑が終わりました。

次に、6番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 7款1項3目のまず観光振興費の湯谷温泉の配湯事業についてであります。先ほど山口委員の答弁で理解はするものでありますけれども、ある程度これ定期的にやはり修繕というのは必要になってくるのかなと思いましたので、この点についていかがでしょうか。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 先ほど、山口委員にも答弁させていただいたとおりですけれども、今回は定期点検ではなく修繕ということで、バルブ等の部材に関しましても、現在より性能の良いものに換えさせていただいて、本管の定期的なメンテナンスのときにも確認しながら定期的に修繕も行っていきたいと考えます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 次のところで、観光振興費

の鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな管理運営事業について入ります。

工事請負費、またボイラーの熱交換器修繕、これも含めて定期的なメンテナンス及び修繕工事というものが必要になると思うんですけども、内容についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 ボイラーの熱交換器の修繕は定期的な修繕工事かにつきましては、定期的な修繕工事ではございません。

内容といたしましては、露天風呂のお湯を加温する熱交換器のプレートが、温泉成分によりまして腐食し穴が空いたことにより温水の漏水及び熱交換の効率が低下しているため、取替修繕を行うものです。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。次に行きます。

今度は、7の1の3の道の駅の管理事業についてであります。

このもつくる新城観光案内所周辺雨水排水対策工事となっておりますけれども、周辺地の地盤沈下というのが多少見受けられるということで、昨年12月定例会の中でも私や山田委員が現地を見て指摘をして御提案をさせていただいた経緯がございます。

そういう中で、もう少し広く今回の予算を見ておったものですから、改めて確認しますが、私、道の駅についてはしょっちゅうこの議会の中でも、多分私が一番回数的には多いのかな、どうしてもあそこを通らないと役所へ来れないものですから、来るわけがありますが、その中で、野生動物の進入だとか、それから後、市外の車の長期駐車だとか、それからまた犯罪も含めていろいろあります。それからまた、近くの駐在所の方との連携した、私自身もやらせていただきましたが、お年寄りの方の徘徊が現地でございましたり、また、最近では南駐車場周辺の土砂崩れ、これについては市長に直接定例報告会のときに

お伝えして、すぐに対応していただいて今は土留めで止まっておりますが。

このように、昨今いろんなところでいろいろ道の駅周辺の中で起きているのが現状であります。今回は、道の駅の案内所の周辺ということでありますので、雨水対策、先ほど説明あったとおりしっかりと行っていただければと思います。

また、その周辺を見ますと、フェンスを中心にして排水溝もずっとございまして。このフェンスを中心にした排水溝対策もひょっとしてこの中に含まれておるのかなと感じたものですから、これもどのような状況になっているのか、改めて確認をしたいと思います。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 今回の工事につきましては、観光案内所の周りの集水対策だけの工事費となっております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ということでありますけれども、合わせて、私、道の駅の管理事業ということで大きなポイントで今後の対策として、近々ここへ大型バスが何回も入ってくる状況があります。先ほどの話の中でも、地盤の沈下という問題がありますので、非常に私自身心配するところでもあります。

旧国道のところ、出入り口北側のところ、そこも過去には何回も何回も道路修繕をしております。これも地盤沈下による、もともと田んぼの跡地ということもあるかも分かりませんが、また国道のほうからの、先ほど説明のあった流水流入というものの地盤の弱さというものも多分発見をされるような状況になっております。

それから、特にいつだったか、一昨日でしたか、道の駅周辺のところのバスの乗入れにおいての地盤沈下というのも危惧されるわけですが、この辺りのところまで含めて今回考えておられるのかどうか含めてお尋ねします。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 私もよく道の駅には行って現場を確認しております。フェンスのほうも、大型トラックがバックで駐車するとき後ろのタイヤから荷台の終わりまでの長さがまちまちなものですから、フェンスに当たって倒してしまいますし、私たちが起こしておいても翌日には倒しているという現状があるのも事実ですし、やはりそのほうも確認をさせていただいております。

今後、状況を確認しておりますので、順次対策を取っていきたいと考えます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出9款消費費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、9の1の1常備消費費、新型コロナウイルス対策事業で、37ページになります。

オゾン発生器、これは救急車用とのことですが、これを購入するということですが、どういったものなのか教えていただきたいと思っております。

○滝川健司委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 それでは、購入いたしますオゾン発生器につきまして御説明させていただきます。

このオゾン発生器は、新型コロナウイルスを不活性化させる効果が認められたオゾンガスを発生させる装置でございます。これまでの消毒方法に加え、人体に影響がない濃度で発生させたオゾン救急車内に放出させることで、搬送患者や救急隊員の感染防止対策を強化することが購入の目的でございます。

購入させていただきます機種につきまして

は、人体に安全なオゾン濃度を維持することができる特徴があるほか、救急車のエンジンをかけると常に稼働し続けるもので、新型コロナウイルスのほか、インフルエンザやMERS、SARSといった感染症の予防にも効果が期待できるものでございます。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。本当に、日々現場の方々はこちらの最前線で危険な中で作業しているということなので、こういった装置等をつけていただけると本当に安心して治療等ができるのではないかなと思っております。

そこで、お伺いするんですが、今回オゾン発生器の購入が何台、1台なのかそこら辺の個数が分かたら教えていただきたいということのと、あと効果がある、文献等でそういったのが証明というか、そういったのがあるのかどうかということ、あとほかの他市町でも導入されているのか、そこら辺分かたら教えていただきたいと思っております。

○滝川健司委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 それでは、順にお答えさせていただきます。

今回、購入させていただきます個数につきましては、7台ある救急車のうち6台分を購入させていただきたいと思っております。7台のうち6台というのは、既に1台が昨年度のうちに愛知県から補助を頂いております。残った6台の救急車両に配備するため、6基購入させていただきます。

次に、文献につきましては、今回購入させていただきます機種に限らず、オゾンガスというものがウイルスを不活性化させるということ、藤田保健衛生大学病院のほうからオフィシャルとして公認された文献がございましたので、そちらを御紹介させていただきます。

次に、都市の状況でございますが、東三河5市の状況について御報告させていただきますと、豊橋、豊川、蒲郡、田原、各消防本部

ともに既に導入済みとなっております。新城市につきましても、昨年度1基の助成を受けて既に稼働させておりましたが、ただこのオゾン発生器、非常に高額な機種でございますので、残った救急車に配備するか否かというところをこの期間をかけて検証させていただきまして、費用対効果ありと判断させていただきましてこのたび計上させていただいたものでございます。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

~~~~~  
ここで、再開を3時45分とし休憩します。

休 憩 午後3時34分

再 開 午後3時45分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

~~~~~  
次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、10の2の1学校管理費、小学校管理事業、39ページです。

給食室機器点検の委託内容について、お願いいたします。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 委託の内容につきましては、小学校、中学校の給食室で使用されている全ての厨房機器等について、共同調理場の供用開始までの間、学校給食の調理業務が安全に行えるよう、現在ある機器の状態をはじめ、厨房機器の電気系統の点検・漏電の有無など、今後使用に耐え得るものかを確認するものです。

その上で、型式や年式、外形の寸法などを記載した厨房機器等のリストを作成し、冷蔵庫や保管庫をはじめ、共同調理場稼働後の受入れ学校側で利用可能な機器等の把握と、老朽化し供用開始までの間に使用上問題のある機器については速やかに更新できるよう対応するとともに、引き続き使用可能と判断された機器については、共同調理場稼働後の使用に向けて受入れ学校側の改修設計時に考慮できるよう厨房機器等の全体を把握するものです。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 分かりました。

質疑なんですが、給食室機器ということなんですが、いろいろあって冷機器とか、あと熱機器とか、あと炊飯とか収納機器、洗浄機、消毒、食器配膳用品とかミキサーとかいろいろあるんですが、そうすると食器とか配膳用品とかその辺は調査しないということなんでしょうか。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 食器などの消耗品的なものについては、今回対象外としております。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 委託内容としては、今、機器をチェックしていただくことで、使えるとか使えないとか早々に交換の必要がありとか、そういうことを調査して、その結果を基に市が取り替えるものは取り替えるし、例えばリースしたりとか、買ったりとか、そういうようなことを行うと理解しました。

ただ、令和6年に共同給食調理場が完成予定なんですけど、それとは関係なしにこういった調査をもっと早くやるべきだったのではないかなと思いますが、その辺りいかがでしょう。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 もっと早くやっておくべきだとは思いますが。

今回こういった調査を行うきっかけとなったのは、2年延長になったことで各学校から器具についてかなり不安の声を頂きました。これまで、だましまし使ってきた器具などが令和6年9月ということで大丈夫かということで、今までこちらにはあまり寄せられていなかったような不具合も調査の中では声を頂きましたので、一度正規にメーカーに点検をしていただいきちんとした状態把握を行いたいと考えております。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、スケジュールをお聞きしたいんですけど、委託して調査していただくスケジュール、どれくらいかかっているから取りかかるということなんですけど。それを基に、取替えの時期をこれくらいにするとかそういったことが分かっていたら、お願いいたします。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 現場の点検につきましては一月程度で、その後リストとして取りまとめまして、二月ぐらいの間には成果として、頂きたいと思っております。

その上で、取替えが必要なもの、修繕が必要なものにつきましては、早急なものについては12月定例会でお願いができればと考えております。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 10の3の1学校管理費、中学校管理事業。

給食室機器点検の委託内容については同じだと思いますので取り下げます。

○滝川健司委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、10の4の2文化振興費になります。地域文化広場改修事業、41ページです。

1点目、5,705万円の計上がされておりますがどういった内容なのか伺います。

2点目、建築基準法による点検で既存不適格と指摘を受けたとのことではありますが、これまでの経過を伺います。

○滝川健司委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 地域文化広場改修事業費5,705万円の内容につきましては、建築基準法12条点検報告で既存不適格と指摘のあった文化会館大ホール、大ホールホワイエ、小ホールの各天井を改修するための工事請負費5,398万8千円、三点吊りマイク装置の更新工事費86万3千円、工事監理業務委託費219万9千円です。

2点目のこれまでの経過につきましては、令和元年度に実施した建築基準法に基づく点検で、大ホール、大ホールホワイエ、小ホールに施工されている吊り天井が特定天井の要件となり、特定天井に落下防止措置等の耐震対策が未実施、既存不適格と指摘がありました。

これを受けて、令和2年6月に緊急調査を実施したところ、「緊急的に対応すべき状態ではないが、速やかに既存不適格解消を」との調査結果であったことから、令和2年12月補正予算措置により天井改修のための実施設計を行い、このたび設計業務が完了したことから、9月補正で改修に係る工事費を計上させていただいたところです。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 詳しい答弁でイメージが分かりましたが、そうするとこれまでずっと分からなかったものというよりも、途中で法律が変わったことによって今回の補修が必要だよという指摘になったという流れでいいのか、伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 建築基準法では原則として着工時の法令や基準に適合することを要求されているため、委員のおっしゃるとおりです。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終

りました。

次に、3番目の質疑者、齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 10の5の3学校保健費、修学旅行費支援事業についてお伺いします。

中止や延期の際の支援事業費とのことですが、主な事業内容、延期、計画変更、中止となった場合の追加等の費用と書かれていますが、これどのような場合を想定をされてこういうお金がかかるんでしょう。

○滝川健司委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 修学旅行は、宿泊先、移動方法等実施の2年前に計画を立てる必要があります。新型コロナウイルス感染症の影響をあらかじめ考慮することは当然困難で、実施の直前になって感染拡大があった場合、中止や延期等の変更をせざるを得ません。

今回、支援事業費として計上したのは、5月と6月に実施を予定していた新城小学校など6小中学校の計画変更に伴うものです。計画変更によって起こった企画料の取消料を補助することにより、保護者の負担軽減を図るものです。

○滝川健司委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 内容、理解しました。

そうすると、これから修学旅行を控えている学校というのはまだあると思うんですけど、ここの対応は時期的に微妙だと思うんですけど、緊急事態宣言が9月末で解除されれば行けるのかなという微妙なところだと思うんです。

もしくは、例えば行く先の緊急事態宣言の感染者数によって変化すると思うんですけど、そういった際も同様の対応になって、また補正で上げていくという形なんでしょうか。

○滝川健司委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 御指摘のとおりです。9月に実施予定の学校も数校ありました。10月にはたくさん控えています、難しい状況です。その場合については、今回と同じような措置を取らせていただきたいと思います。

○滝川健司委員長 齊藤竜也委員の質疑が終了しました。

4番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 10款2項1目の学校管理費の小学校管理事業について。

新型コロナウイルス対策としての自動水栓化工事がございます。これは一括した発注により行われるのかどうか確認します。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 自動水栓化工事につきましては、作業の効率性を考え、小中学校合わせて3地区に分割し、それぞれの地区ごとに入札による発注を予定しております。

具体的には、新城・東郷中学校区、千郷・八名・作手中学校区、鳳来中学校区での入札を予定しております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。

続いてのところも、これは同じ内容になると思います。これで取り消しますのでお願いします。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終了しました。

以上で、通告による質疑が終了しました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

次に、第3表債務負担行為補正の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第3表の債務負担行為補正（追加）、ページ数は6ページになります。

学校給食施設実施設計修正業務委託料として440万円が計上されておりますが、内容を伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 委託料の内容につきましては、本年5月に完了しました学校給

食共同調理場の実施設計について、図面訂正、計算書類訂正、年度替わりによる単価入替等の修正業務が必要となりましたので委託をするものです。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 前回の5月に完了したという実施設計の図面ができたんだけど、それを修正するための追い金440万円が計上ということで理解をいたしました。

こちらの修正は、するのは設計事務所はどこになるんでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 実施設計の請負業者を予定しております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 東畑設計事務所ということで理解をいたしました。

そういうふうな形で、成果品が出た実施設計図面をまた再修正するというので、440万円プラスアルファ税金が使われるということになるんですが、そうなりますと図面の変更、修正になります。

そうしますと、これは図面の土地の範囲というのは、今、市の土地の上に建てた図面設計だと思うんですが、これは愛知県の土地の上に図面を広げて建てる公図、実施設計の図面の修正をつくるというイメージでいいのか伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 基本的には、基本設計での県道側まで含めた土地の上での設計となる予定です。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 というふうな県道も含めたということになりますと、県の土地も使った形の図面の修正をつくるということで理解いたしました。

現在の進捗状況なんですが、愛知県の土地は購入できたという理解でいいんでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 まだ、購入はできておりません。今、道路区域から除外していただくための手続に入るための準備と伺いますか、どこまでのエリアという測量を今、しておる状況であります。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 まだ土地の価格も決まっていないですし、購入もしていないと。今のところは測量をしているという状況だと理解をいたしました。

ということで、ちょっと心配なのが、愛知県の土地をまだ購入していないのに、今回修正委託費として440万円を出してその上に建つ図面を今回作業してもらうということなんですが、時期尚早ではないかなと率直に思っています。

まだ購入していないということは、どうなるか分からないということで、もしもいろんな万が一の状況があって、愛知県から土地の購入、買えないという状況になったら、このお金はどうなるんでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今、その払下げと伺いますか購入に向けた協議が整ったという認識で進んでおりますので、今後どういう状況で県がやっぱりやめたと伺いますか、売らないという状況になるということは想定できませんので、なかなかお答えしづらいんですが、今は県の用地取得を前提に進めておるとい状況です。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 素人の感覚から伺いますと、やはり土地の価格も決まっていな、土地も買っていないのにこういった図面を先走って、前のめりになってつくるといことはあり得ないと思うんですよね。自分の家を建てる時に、隣の土地、買うだろうという口約束とかそういったところになるけれども、そこで図面はもう進めていってしまうといことは、

僕はできないと思います。やるんだったら、ちゃんと土地を幾らで買って、買ったという、所有権も移転した時点で普通図面を描くんだと思っています。

ですから、私、これもしも買えなかったら、今でも買ってないんですから、買えない状況でこの図面を計上するというのは大変危険だと考えています。

今回のミスも、市の土地だろうという思い込み、またそういったことを調べていないけれどもそれを先回りして予算を使って、前のめりで進んできたという痛恨のミスもあったということ踏まえたら、やっぱり慎重に事を進めていくということが、私、今必要なんではないかなと思っていますが、私は市民の理解を得るにはまず土地を買った後にこれを計上をするべきだと思います。

急ぐべきではないかなと思うんですが、そこら辺の検討、どのように認識はしているのか伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 県との協議の中で、払下げを受けるために測量をして敷地を確定させなさいということと、その敷地の中の構造物については撤去をなさいという指示の下で6月補正の中で予算を要求させていただきました。

そういうことで進んでおるということで、今後県の考え方が変わってやっぱり売らないということは、こちらからいうとあり得ないと考えております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 あり得ないという事態は、僕はあり得ないと思うんですね。原発でも絶対に破裂しないといいながらああやって破裂したわけですから。

例えば、この基本設計1,400万円の見積り金額の書類もないという状況とか、あとこういったあり得ない敷地境界線の確定をしていなかったという経過で、例えば、住民訴訟だ

とか裁判、またそういった疑念があるところが問題になった場合、県はここの土地を売るというのは待ったほうがいいという状況だっであり得るかと思うんです。

ですから、万が一というのはそういったところの想定、また災害だとかそういった大きなものがそこで発生するという状況、万が一というのはあると思うんですが、そういったところで考えたら、まずちゃんと市が買ってから、買った上でそこで安心して図面を引くということが普通に考えた手順の流れだと思うんですが、そこら辺の、また同じ質問になってしまうんですが、そうであってもそこら辺の認識、裁判、また大きな災害等で買えない状況は考えていないのか伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 繰り返しになりますが、今、県の指示の下で作業を行っておりますので、そのスケジュールどおりに事業を進めていくという認識であります。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 確かに債務負担行為なんですけど、詳細設計の図面を引き直すということでこの金額も入っていると思うんですけど、そうしますと、全てに関して影響があって、実際完成するときには、先のことですけど、これ物価が変わっていったら予算も変わってくるようなところがあるんですけど、先の話ですけど、可能性は十分考えられますでしょうか、お伺いします。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

確認をお願いします。

○原田俊介教育総務課長 この440万円の委託費が物価の上昇で来年度上がるのかという質疑の意図でしょうか。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 これによって修正もまた必要だということを聞いております。こういうことがその都度起きるたびに、ほんとに当初の考えのものができののかということをやっぱり心配したものですから、そのことで物価の指数やなんかも今後影響してくるのではないかということをやったんです。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今度の修正で、実際建築に着手するのは、できれば令和4年度中には着手をしたいと考えておりますので、今回修正を依頼しまして、実際発注するのは令和4年度になりますので、その中で令和4年度の積算単価に置き換えが必要ということで、その分も含めた今回修正設計としております。

ですので、成果物としては令和4年度の単価を使った積算のものが収まってくるという考えでおります。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

第3表債務負担行為補正の質疑を終了します。

以上で、第95号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第95号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第6号）について、反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

この補正予算は、新型コロナウイルス、また古くなった公共施設の修繕など入っており理解をいたすものでありますが、一番大きな反対する理由は、やはり先ほども質疑ありました債務負担行為の実設計の修正業務委託料440万円が経費されているということであり、先ほども言いましたけど、まだ愛知

県の土地が買えていないという状況にあるにもかかわらず、図面だけは描きたいということで440万円支出するというところであります。

私は、こういった状況になったのは、やはり12回もミスを食べ止める状況があった敷地境界線の確定業務、そのときがやっぱり見過ごされてこういう状況を招いていますので、やはりそこを本当に反省すれば慎重に事を進めるとというのが今の市の誠実な立ち位置ではないかなと思っていましたので、まだ県の土地がない中での図面引きはさしてもらおうということに、私は不誠実さを感じまして、やはり土地を買ってからこの委託費用を出すということだったら理解しますが、そういった形で今の現時点、土地のない中での委託費は市民には理解されないと思ひまして反対いたします。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 賛成の討論をいたします。

今、反対の理由として言われて、御指摘のあったのは給食の共同調理場建設についてが主なものだったと思います。これについては、これまでの予算等で議会として多数決をもって議会の意思として賛同を示しております。よって、その後の補正ということで、その従来路線に従って進めていく、それをフォローをするという意味ですのでこれについては担当職員の皆さんの並々ならぬ努力と、それから一生懸命やってこられたことに敬意を表して、大いに頑張ってやってくれと、その調子で進めてほしいという意思表示として賛同いたします。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 私は、この第95号議案 令

和3年度新城市一般会計補正予算（第6号）、これについて反対の討論をいたします。

先ほど、共同調理場の件でそのまま進めてほしいという賛成の討論がありましたけれども、今までも立ち止まらなくてはならないような事態が何度もあったということを行政側の方も認めていらっしゃると思います。そして、今、この現時点、17校の学校の受入れ体制もしっかりはしていない。それから、給食を運ぶ車自体も購入するのかどうかのこともまだ分かっていない。そして、駐車場の実施設計も進めていない。そして、一番大きいのは先ほど言ったように、県の用地がまだはっきりとした取得がされていない。

こういったことを踏まえたら、じゃあそのままやってくれというのは、ちょっと幾ら何でも市民の方は納得できないと思います。どれだけのお金がかかるのか、概算費用も出ていない状況でどんどん積算されていったらどうなるかということを考えたら、本当に怖くなります。

先ほど積算と言われていましたけど、2年後に延びます。今度の実施設計で積算をする。新しい価格でやるっていつていますけれども、この積算が物すごい多岐に及ぶものですから、物すごい、量は資料が多いんですね。じゃあ、積算またやり直しますといっても、すごく大変な作業だと思います、お金もかかると思います。それがまた、その17校の学校の受入れがしっかりと決まらないで先延ばしになってしまったら、それこそまた積算のやり直しということが起こる可能性が十分考えられます。

私は今回のこの安易な進め方ということに関して本当に反対をいたします。

○**滝川健司委員長** ほかに討論はありませんか。

小野田直美委員。

○**小野田直美委員** では、私は第95号議案令和3年度新城市一般会計補正予算（第6号）を、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算案は、新型コロナウイルス感染症に関する対策及び市政各分野において市民サービスの維持向上を図るための経費、また老朽化した公共施設等の修繕を行うための経費を計上してあるほか、当初予算編成後に生じた事情により早期に取り組む必要が生じた事業を行うために編成したものであります。

学校給食施設実施設計修正業務委託料が先ほどから反対討論に上っておりますが、先ほど執行部のほうから、現在、払下げを受けるために測量しなさいといった県からの指示で動いているということがありました。また、こちらのほうは債務負担行為なので、敷地が決定してからでも設計は行える、令和4年度執行であるというようなことです。

よって、私はこの補正予算を賛成といたします。

○**滝川健司委員長** ほかに討論はありませんか。

山田辰也委員。

○**山田辰也委員** 私は、第95号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第6号）について、反対の立場で討論いたします。

そもそも討論というのは、迷っている方、迷っている委員に対しての主張であります。賛成多数で過去に決めたからこれを私は認めるとか、行政の努力を認めて賛成するとか、コロナだからこれは賛成するとかそういう意味ではないと、私は思っています。

少数意見も見直すのが本来自由、民主主義の考えだと私は思っています。ですから、この反対討論にもそれなりの意味があると思います。今回、条例のめざせ明日のまちづくりの中から基金をつくったコミュニティ・ビジネスを市民のしんしろ創造会議の中から条例化で出しておりますけど、このビジネス自体ももう先ほど質疑の中で10団体のうち8団体が続いているということですから、これは立派に十分やっていけるなら、改めてこのなか

ら条例の基金を制定する必要は、私はないと思います。

めざせ明日のまちづくりの中から、皆さんが頑張っているのですから、条例の中にもこうあります。「条例第6条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は市長が別に定める」、これを考えてみれば、見直しだけが必要だと私は思っております。

また、99万円使って新城の宣伝といいますが、このお金をこの時期に果たして観光で宣伝ができるかと、この時期のタイミングが悪過ぎると私は思います。これを考えてみれば、先ほど話がありましたけどまだフェンスが倒れたままだというこの辺の観光に来た人たちの気持ちを考えれば、これを優先すべきだと私は思っています。

先ほどの共同料理場についても、ずさんな計画がこういうことになってしまったということを、私は浅尾委員から深く感じております。こういうことを考えてみれば、安易に賛成するだけがこの討論ではないと思っています。

よって、私は反対の立場で討論しました。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第95号議案を採決します。

賛否両論ありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○滝川健司委員長 起立多数と認めます。

よって、第95号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~  
ここで、説明員退出のため暫時休憩します。

休 憩 午後4時20分

再 開 午後4時21分

○滝川健司委員長 これより、会議を再開します。

~~~~~  
次に、第96号議案 令和3年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）及び第97号議案 令和3年度新城市病院事業会計補正予算（第1号）の2議案を一括議題とします。

これより、質疑に入ります。

本2議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本2議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第96号議案及び第97号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第96号議案及び第97号議案の2議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第134号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 10款4項3目の文化財保護事業のところの補助金についてであります。

資料を見ますと、鳥居の上にかぶさっている大きな木があります。これ、文化財保護ということでもありますので鳥居に対しての補助

を見ていただけるのか、それとも地域全体、区域全体を見てこの倒木をこれに対しての除去に対する補助なのか、詳細をお願いしたいということでもあります。

お願いします。

○滝川健司委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 こちらの倒木の件ですけれども、確かに鳥居にかかっているんですが鳥居に関してはほとんど影響がございません。

それで、今回のこの補助事業に関しましては、鳳来寺とそれから東照宮が、まず東照宮の敷地内にありますので、東照宮とかそれから鳳来寺山自身が名勝天然記念物に指定されておりますので、その関係で原状復旧することによって補助事業の対象として見ております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。

次のところへ入りますが、予算書の16ページ、市道八束穂県社線、これについても写真資料を見ますと、資料の13ページのところに写真が載っているんですけれども、これすぐ横のところかふとんかご工事で昨年やっていただいた区域で、そんなにすぐ横になって、地滑り状態で押し込みがかなり激しくなっているような状態です。

この地域全体が、今年の質疑の中でもさせていただいたんですけれども、かなり無理があるというんですか、現状国道のほうも既に昨年災害査定していただいて、工事もやったにもかかわらず、またちょっと地滑りが起きるような、ふとんかごの周辺から起きてくるようなことも地元の方から聞いております。非常にこれ、心配なんですけれども、災害査定を受けて、これ執行される過程になると思うんですが、これでこの写真に写っているところが全域これやられるんですか。工事の内容も含めて教えてください。

○滝川健司委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 それでは、お答えさせていただきます。

今回の八束穂県社線、資料をお配りした写真をご覧になっていただくと、下の側溝の横ですけれども、この張りコンクリートの部分が約50センチ、一番ひどいところで50センチほど前の方にずれております。上段のほうは、先ほど言われたように左側に見えますところが昨年やった災害の箇所、昨年はそういうことが見受けられなかったんですけれども、今回の豪雨、これにより被災があったということでまた同一の工法でここも仕上げていくということで、横から被災区間、見えるこの写真の範囲ですけれども、施工していくことになります。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今のところでもう1回確認したいんですけれども、工法としてはまたふとんかご方式でやられるんですか。

○滝川健司委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 昨年と同様ふとんかご、これはかご枠という工法になりますけれども、かご枠という工法でやります。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 もう一回確認します。

これでとりあえず査定を受けたということですので、受けてないですか、これは。このほうではなくて、単市でやるわけですね、単独で。

○滝川健司委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 すみません。こちら公共債にはなるんですけれども、査定はこれからになります。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、歳出の3款1項1目の新型コロナウイルス感染症の生活困窮者自立支援給付金事業のことでお聞きしたいと思います。

こちらの内容は社会福祉協議会の緊急小口資金の特例の延長ということでの内容だとお聞きしておりますが、こちらの予算内訳を教えてくださいたいと思います。国が全部なのか、市が何割か入れるのかとか、そういったのを教えてくださいたいのと、あと100万円ぐらいなんですけど、何人ぐらいの今の利用者、また今後考えているのかとか、そういったところを教えてください。

○滝川健司委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 まず、財源、かかる費用につきましては全額国費でございます。国の制度で行うものとなっております。

それから、制度概要につきましては、緊急小口資金ということで、今、お話がございましたけども、こちらの制度につきましては、前回6月の定例会のほうで補正予算をお認めいただいた内容の事業となっております。

事業の内容といたしましては、社会福祉協議会で行っております緊急小口資金、こちらを生活に一時的に困窮される方がお借りしていただく制度なんですけども、それを借りてもなお生活が困窮される方にありますは、その後同じ総合支援資金のうちの生活支援費、こちらのほうの借入れができることとなっております。

緊急小口資金は限度額が20万円で、生活支援資金につきましては、2人以上の世帯ですと一月当たり上限が20万円、それが3か月で60万円、さらに困窮が続く場合にはさらに3か月の延長の貸付けがございまして、さらに3か月ということでは60万円、さらに再貸付という制度がございまして、さらに60万円、3か月分可能となっております、最大で200万円の借入れが可能となっております。

しかし、この特例もこういう延長がなされてまいりましたけども、コロナの影響がさらに続いているということではさらに困窮する方につきましては、今回の給付金、こちらのほうが支給されるという内容となっております。

内訳でございます。6月に計上させていただきました内容につきましては、6月に6世帯分計上させていただき、6世帯と見込んでおりました。実際に6世帯の対象となり得る方に意向を確認したところ、そのうち2世帯の方が給付を受けられたということでございます。

今回、この事業の対象になり得る可能性のある世帯ということでお調べさせていただいたところ、8世帯が該当する可能性があるということで、現在6月補正でお認めいただいたうち2世帯分を執行したとして、あと8世帯分執行するのに必要な経費ということで計上させていただいております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。大変な状況を支援としてこの支援金ということで必要な措置だなと思いました。

そこで、8世帯を対象になるのではないかなというところでの予算化だと思うんですが、そうした8世帯の人たちに適用になるということなんだろうと思うんですが、そういった方への周知だとか、あと手続とかが非常に面倒くさいとなかなかできなかつたりとかします。本人の意思表示だと思っておりますが、そういった方への御理解とかこれをよりよく使ってほしいという周知をしっかりとってほしいと思うんですが、そういった状況の仕方、やり方どうアプローチしているのか、していこうと思っているのか、検討している状況があれば教えてくださいたいと思います。

○滝川健司委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 対象となり得る可能性のある世帯の方につきましては、貸付けを行っております愛知県の社会福祉協議会から愛知県を通じて各市町村に情報提供がされることとなっております。その情報を頂いた市としましては、対象者が決まっておりますので個別に意向をお伺いして、意向のある世帯につきましては個別に申請について直接対応さ

せていただくということとしております。

○**滝川健司委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第134号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。

よって、第134号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~  
以上で本委員会に付託されました議案のうち、補正予算案件の審査が終了しましたので、本日はこれまでにとどめることとします。

以上で本日の予算・決算委員会を散会します。

次回の委員会は、13日月曜日、午前9時から再開します。お疲れさまでした。

**閉 会 午後4時36分**

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 **滝川健司**